

女性候補者・議員を
増やすために

12 政治分野における 男女共同参画推進法 改正

日本のジェンダーギャップ指数は、156か国中120位で、特に政治経済の分野の立ち遅れが著しい。2018年、「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」が成立したが、法施行後の参院選（2019年）の女性候補の割合は全体で28.1%、最も低い政党で8.3%にとどまっている。政治分野でのジェンダー平等を実現するために有効と指摘されているのが、候補者や議員に女性枠を設けるジェンダー・クォータ制である。立憲民主党は、クォータ制の導入に向けて2020年12月、「政治分野における女性の参画と活躍を推進する公職選挙法改正案」の制定に向けた議論を開始した。

クォータ制と法改正案

超党派議員連盟でも議論が進められ、クォータ制の導入や、女性候補の擁立状況に応じた政党交付金の配分、各党に男女の候補者数の目標設定を義務付けること等が検討されたが、合意に至らなかった。

一方、①政党等の取り組み項目の例示の拡充など政党等がより積極的な取り組みを行うことの促進、②セクハラ等への対策についての規定の新設など国・自治体の施策の強化等、政治分野でのジェンダー平等に寄与する内容の法改正を行うことについての合意が得られ、2021年4月、「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の改正案がまとめられた。立憲民主党もこの法案に賛成し、6月8日に参議院内閣委員長が発議し、同10日、衆議院本会議で全会一致により可決・成立した。

子どもを性被害から
守るために

13 性犯罪刑法改正

性犯罪刑法改正「3年後見直し」

2017年に性犯罪に関する刑法の規定が110年ぶりに見直されたが、改正が見送られた課題も多く、3年後の見直しが附則に規定された。法務省では2020年6月から「性犯罪に関する刑事法検討会」での議論が進められ、立憲民主党は2021年3月、法務部会の下に「性犯罪刑法改正に関するワーキングチーム」を設置して本格的な議論を開始した。

性交同意年齢引き上げを提言

2021年5月、法務省の検討会が取りまとめ報告書を公表したが、主要論点において結論が明記されず両論併記とされた。2017年の改正から時間が経過しており、重要な論点について意見を集約し残された課題を早期に解決することが政治の責任であることから、立憲民主党は、不同意性交等罪の創設と、いわゆる性交同意年齢の在り方について見解を取りまとめる旨のコメントを発出した。このうち、不同意性交等罪の創設については、国会会期中に議論を取りまとめるに至らなかったが、性交同意年齢については現行の13歳から16歳へ引き上げるべきとの結論を取りまとめ、2021年6月10日、「性犯罪刑法改正について」とする中間報告を公表し、その実現を法務大臣に要請した。

いわゆる性交同意年齢に関する議論の過程において、党所属議員の中にも子どもの人権を軽視する考え方やジェンダーバイアスが存在することが明らかになった。立憲民主党は、差別や偏見を否定し、性被害当事者等の意見を踏まえた刑法改正の実現をめざす旨のコメントを公表した。